資料 2

参画と協働による県民躍動の推進について

令和6年10月28日

県民生活部 県民躍動課

目 次

1	参画と協働による県民躍動の推進・・・・・・・・	3
2	特定非営利活動法人(NPO法人)制度の運用・・・	9
3	生涯学習の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
4	安全安心な消費生活の推進・・・・・・・・・・	15

「県民の参画と協働の推進に関する条例」の推進(826千円)

参画と協働の推進方策の策定

県民の参画と協働の推進に関する条例に基づき、県民の参画と協働のもと、地域づくりを進めるため、「参画と協働の 推進方策」(令和3~7年度)を策定し、①県民の主体的な地域づくり活動を支援するとともに、②県民の県行政への参画 と協働を推進

① 地域づくり活動

(県民と県民のパートナーシップ)

住みやすい地域づくりのため、県民の皆さんが知恵や力を出し あって、地域のことをみんなで考え、力を合わせて、取り組むこと ※地域づくり活動:地域社会の共同利益の実現のための活動

② 県行政への参画と協働

(県民と県行政のパートナーシップ)

県民と県行政が、地域の課題や情報を共有し、共に考え、 ともに取り組むこと

参画と協働の推進方策

地域づくり活動支援指針

県民の参画と協働による地域づくり活動の拡がりに向け、県の支援施 策の展開方向等を示したもの

- ① 情報提供・相談体制整備 ② 知識・技能の習得機会提供
- ③ 活動·交流拠点確保 ④ 人材確保 ⑤ 資金調達支援
- ⑥ 連携支援 ⑦ 仕組みづくり支援

県行政参画·協働推進計画

県民の視点に立った参画と協働による県行政を推進するため、県の 施策の展開方向等を示したもの

- ❶ 情報公開の推進
- 2 政策形成への参画機会確保
- 3 協働事業の機会確保 4 評価・検証への参画機会確保

イ 年次報告の作成

前年度の参画と協働の推進に関する県の施策の実施状況を取りまとめ、インターネットで公表

(2) 県民生活審議会の運営(826千円)

学識経験者、団体代表者等24名で構成する審議会を運営し、社会・経済情勢の変化等踏まえて、

- ① 真に豊かで調和のとれた県民生活の実現に関する基本的事項
- ② 県民の生活創造や消費者の利益増進、権利擁護に関する施策 などについて審議し、県へ提言



【県民生活審議会での審議の様子】

(3)対話と現場主義による地域課題の把握と県政への反映(6,020千円)

参画と協働の理念のもと、対話と現場主義により、地域の課題やニーズを施策に反映させる 県民ボトムアップ型県政を推進

> 躍動カフェの開催

様々な分野で活躍する県民と知事との対話の場を通して、地域の課題やニーズを把握し、 県政に反映させるほか、より良い地域づくりに向け、参加者同士の連携を促進

【開催実績】8回 計200名が参加(県民局・県民センター単位で開催)

〈R5年度〉①阪神南地域(西宮市) 20名 ②淡路地域 15名 (洲本市)

> ③神戸地域 (灘 区) 15名

〈R6年度〉①北播磨地域(小野市) 30名

> ③阪神北地域(伊丹市) 30名

⑤中播磨地域(姫路市) 29名 ②西播磨地域(たつの市)30名

4)淡路地域 (淡路市) 31名



【 ワークショップ (R6淡路地域)】



【参加者交流会(R6阪神比地域)】

(4)地域づくり活動への支援(11,393千円)

ア インターネット情報誌「ふるさと兵庫"すごいすと"」による情報発信

ふるさと兵庫の魅力発信のため、県内各地で地域課題の解決や特色あるまちづくりに取り組んでいる個人・団体等の活動をホームページで紹介(令和6年10月にリニューアル) 〈紹介数〉163名・31団体(平成25年~令和6年10月)

イ "すごいすと"による地域の課題解決

(ア) ふれあい活動アドバイザー派遣事業

地域づくり活動団体が抱える課題の解決を図るため、"すごいすと"をふれあい活動 アドバイザーとして、地域づくり活動団体に派遣し、相談・助言等を実施

〈助成内容〉謝金、旅費、活動経費 〈助成件数〉6件(令和6年9月末時点)

(イ) 交流会の開催

"すごいすと"と県民の交流により、地域活動のポイントやヒントを"すごいすと"から直接県民に教示するとともに、参加者間の交流による新たなコミュニティづくりを促進 〈開催実績〉令和6年9月14日(尼崎市) 参加者:32名

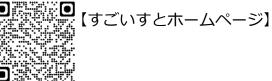
ウ 優れた地域づくり活動の顕彰

参画と協働による地域づくりに持続的に貢献している個人に対して「こうのとり賞」、 地域社会の連帯意識の醸成に貢献している団体に対して「くすのき賞」を表彰

※各県民局・県民センターで実施

〈表彰件数〉こうのとり賞:142件 くすのき賞:60件 計:202件(令和5年度)







【すごいすと交流会の様子】

(5) 県民ボランタリー活動の支援(71,625千円)

ア ひょうご県民ボランタリー活動賞

先駆的、先導的なボランタリー活動や、長年にわたり県民ボランタリー活動を継続し、 地域に多大な貢献をした個人や団体の栄誉をたたえるため表彰

〈表彰件数〉 個人表彰:20件、団体表彰:30件、計50件(令和6年度)



(ア) ひょうごボランタリープラザの運営

多様な主体の交流促進や各種支援情報の提供などの事業を通じ、県民のボランタリー活動を支援・促進するとともに、 県内の中間支援団体と連携し、ボランタリー活動や団体運営等への相談・助言を実施

設置場所 神戸市中央区東川崎町 神戸クリスタルタワー6階(交流サロン、セミナー室、印刷コーナー等)

開館時間 平日:9時~19時、土曜日:9時~17時(日・祝日・年末年始・GW・お盆休館)

事業内容
①交流・ネットワーク、②情報の提供・相談、③人材養成、④活動資金支援、⑤調査研究、⑥災害ボランティアの支援

利用人数 7,920人(令和5年度) ※令和6年9月末現在 3,854人

(イ) 多様な主体の交流・ネットワーク化の支援

NPO、学生、企業などが一堂に会し、意見交換・情報収集を行う「地域づくりネットワーク会議」を開催(令和6年2月5日)

(ウ)地域づくり活動情報システム「コラボネットひょうご」の運営

地域づくり活動団体が取り組む活動の内容やイベント情報、行政・企業などからの各種支援情報を集約し、インターネットを通じて広く県民に提供 <登録団体数> 2,509件(令和6年9月末時点)



【地域づくりネットワーク会議の様子】

(エ) 災害ボランティア活動への支援

① 大規模災害ボランティア活動応援プロジェクトの実施

令和6年能登半島地震を対象に、大規模災害ボランティア活動応援プロジェクトを 実施し、石川県珠洲市でボランティア活動を行う県内の団体・グループを支援 〈適用期間〉令和6年4月26日~

〈申請数〉33団体・のべ409人(10月21日時点)

区	分	5 人以上の団体・グループ (通常分)	10人以上の団体・グループ (能登半島地震復旧応援枠)				
対	象 経 費	交通費及び宿泊費	借上げバス及び宿泊費				
助	成額	上限20万円/団体・グループ ※ 別途、資機材借上費について上限!	上限80万円/団体·グループ 5万円/団体·グループの加算措置あり				
対	象 活 動	主に復旧期(被災者宅のがれき撤去、泥かき、避難所運営支援など)					
財	源	ふるさとひょうご寄附金 等					



【石川県珠洲市での ボランティア活動の様子】

② ひょうご若者被災地応援プロジェクトの実施

今後の大規模災害に備えるため、ひょうごの若者が継続して被災地で行う活動を支援 〈支援実績〉12団体・149人(令和5年度) 13団体・115人(令和6年9月末時点)

対 象 団 体	県内在住等の15歳以上35歳未満の若者が主体の5人以上の団体・グループ
対 象 経 費	交通費・宿泊費・活動費
助 成 額	上限20万円/団体・グループ
対 象 活 動	主に復興期(地域住民との交流、傾聴、清掃活動など)
財源	ふるさとひょうご寄附金 等



【岩手県岩泉町での防災訓練の様子】

③ 災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議の開催

災害発生時に備えて、平時からの関係機関相互のネットワークの強化を図り、 支援体制の確立と定着を推進

<構成団体>日本赤十字社兵庫県支部、神戸市社会福祉協議会、コープこうべ等 51団体・1個人



【災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議の様子】

(6) 県行政への参画と協働

ア 県民意見提出手続(パブリック・コメント手続)

県の計画等に対し、広く県民の意見を求めるとともに、県行政の透明性の向上及び説明責任を果たすため、県民意見提出 手続制度を運用

〈実施件数〉37件(令和5年度) 1件(令和6年9月末時点)

イ 附属機関等における委員の公募、会議の公開等

政策形成に県民の意見等を反映するため、附属機関等の委員の公募に関する制度を運用するとともに、会議の公開等 を推進

〈実施機関数〉委員公募:21機関

会議公開:56機関(令和6年9月1日時点)

※附属機関等の設置及び運営指針、附属機関等の委員の公募に関する指針に基づき、対象の機関はすべて実施

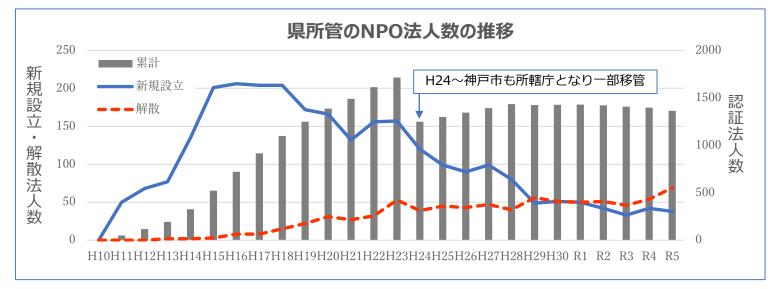
2 特定非営利活動法人(NPO法人)制度の運用

(1) 特定非営利活動法人の認証

特定非営利活動促進法に基づき、福祉、まちづくり、子どもの健全育成など様々な社会貢献活動を行う団体に対し、法人格を付与する認証事務を実施

▶ 認証法人数(R6.9月末) 2,087法人〔県 1,349 神戸市 738〕

所轄庁	R	4	R5		
<i>「</i> 八平古/ 」	設立	解散	設立	解散	
県	42	54	38	69	
神戸市	24	46	18	23	
計	66	100	56	92	



(2) 特定非営利活動法人の認定

認定基準を満たした特定非営利活動法人に税制上の優遇措置を与える認定事務を実施

- ▶ 認定法人数(R6.9月末) 54法人〔県 26 神戸市 28〕
 - ○**認定基準:**認証NPO法人として1年以上の適正運営、

寄附収入が一定の基準(3千円以上の寄附者が100人以上など)を満たすこと等

○**認定のメリット:**高い公益認定の基準に適合している法人として社会的信頼が高まる

認定法人への寄附金に関する税の優遇制度があることから寄附金を集めやすくなる 等

(1)生活創造センター、文化会館等の運営(459,237千円)

地域の学び、活動、交流の拠点施設として、生活創造センターや文化会館等を運営し、県民の様々な活動の支援と 各地域の特色を踏まえた事業を展開

ア 生活創造センターの運営

指定管理者による運営 神戸生活創造センター、 東播磨生活創造センターは公募選定

神戸生活創造センター

| 所在地:長田区(新長田合同庁舎1階) 開設年:平成12年 広さ:1,307㎡

指定管理者:大阪ガスビジネスクリエイト(株)

開始:平成21年 指定 選定:公募 管理

概要

指定

管理

現期間:R4~6年度

R 5:122,113人(52.0%) R 4:122,117人(53.0%)

R 3: 91,632人(41.8%)

主な 施設

図書コーナー、

多目的フリースペース、講座研修室、スタジオ、

調理室、展示ギャラリー、活動ブース等

・生活創造フェスタ

・しんながた Hello Market

・きらきらルーム 等

東播磨生活創造センター(かこむ)

| 所在地:加古川市(加古川総合庁舎1階) 開設年:平成20年 広さ: 1,635㎡

指定管理者: (特非) シミンズシーズ

開始:平成21年 選定:公募

現期間:R3~7年度

R 5:195,275人(69.5%)

R 4:180,311人(70.1%)

R 3:156,310人 (64.1%)



創作工房、

主な

講座研修室、スタジオ、パフォーマンススペース、 グループ活動ブース、ギャラリー 等

・kaco-LAB.フェス

・東ハリマくらし学校

・シニア交流サロン 等

丹波の森公苑

所在地:丹波市 開設年:平成8年 施設

広さ: 359,395㎡(甲子園球場約9個分)

指定管理者: (公財) 兵庫丹波の森協会

開始:平成18年 選定: 非公募

現期間:R6年度

R 5:166,925人(40.8%)

R 4:131,646人(44.9%)

R 3:133,241人(42.0%)

ホール(705席)、

多目的ルーム、創作工房、会議室、ギャラリー、 テニスコート、グラウンド、グループ活動コーナー等

・丹波の森フェスティバル

・子どもミュージカル体験塾

・里山ボランティア養成 等

()は有料施設稼働率



イ 文化会館等の運営

▶ 指定管理者による運営(R5に指定管理者を公募。R6年4月より公募選定事業者による運営)

(ア) 嬉野台生涯教育センター

所在地:加東市 開設年:昭和54年

広さ:406,891㎡(甲子園球場約10個分) 指定管理者:嬉野台生涯教育センターマネジメントグループ

【代表者:㈱MEリゾート但馬、構成団体:(一社)日本体験教育研修所、㈱東急コミュニティー】

開始:平成21年

選定:公募

現期間: R6~10年度

|R 5 : 131,447人(19.3%)|

R 4: 98,251人(17.4%)

R 3: 67,745人(12.7%)

宿泊棟、食堂、研修室、講堂、体育館、 テニスコート、生活創造情報プラザ等

うれしの春のフェスティバル

・ひょうご冒険教育(HAP)

・ユースセミナー 等



(ウ) 西播磨文化会館

所在地:たつの市 開設年:昭和50年 広さ: 68,505㎡(甲子園球場約1.5個分)

指定管理者:西播磨文化会館管理運営コンソーシアム

【代表者:神姫バス㈱、構成団体:㈱東急コミュニティー、神姫トラストホープ㈱】

開始:平成23年 選定:公募

現期間:R6~10年度

R 5:81,104人(18.9%)

R 4:90,876人(16.5%)

R 3:63,602人(15.1%)

施設

主な

体育室、講堂、会議室、調理室、 美術展示室、生活創造情報プラザ 等

•短歌祭•俳句祭 ・ふるさと写真展

・西播磨ふるさと文化祭等

(イ) 但馬文教府

概要

管理

施設

概要

管理

利用

所在地:豊岡市 開設年:昭和38年 広さ: 48,383㎡(甲子園球場約1個分)

指定管理者:全但バス㈱



開始:平成23年 指定 選定:公募

現期間:R6~10年度

R 5: 85,544人(37.7%) R 4:70,864人(32.9%) R 3:76,583人(32.7%)

体育室、調理室、

ふるさと交流館(400人収容)、調理室、 ギャラリー、生活創造情報プラザ 等

•親子フェスタ 主な

・科学する但馬のこども作品展

・小中学校作文詩集の発刊 等

(工) 淡路文化会館

指定

管理

管理

利用

人数

所在地:淡路市 開設年:昭和47年 広さ: 45,350m (甲子園球場約1個分)

指定管理者:淡路文化会館マネジメントパートナーズ

【代表者:㈱ワールドインテック、構成団体:㈱クラウデイト、(特非)生涯学習サポート兵庫】

開始:平成23年 指定 選定:公募

現期間:R6~10年度

R 5:44,379人(19.5%)

R 4:39,157人(20.2%) R 3: 29,639人(18.6%)

施設

事業

講堂、会議室、

調理教室、体育室、美術展示室、

牛活創造情報プラザ 等

・淡路文化会館ファミリーデー 主な

・日本画・洋画セミナー

・パッチワーク講座 等





(2) 生涯学習・実践活動への支援(99,648千円)

県民誰もが、いつでも、どこでも学ぶことができ、自らを高めたりその成果を社会に生かしたりできるよう、あらゆる世代を対象にした生涯学習を展開

ア 高齢者学習の推進

いなみ野学園等の高齢者大学を運営し、高齢者の生きがいづくりや地域活動につながる人材を育成 いなみ野学園、阪神シニアカレッジには地域活動支援センターを設置し、活動に関する相談やマッチング等を通じて 受講生や卒業生の地域活動を支援

> 受講 人数

(ア) いなみ野学園

所 在 地:加古川市(専用学舎) 開設:昭和44年

敷地面積:44,113㎡(甲子園球場約1個分)

運 営 者:(公財)兵庫県生きがい創造協会※県補助による運営

設置	講座	学年定員	学科
学科	4年制大学講座	340人	園芸(100)、健康(100)、文化(100)、陶芸(40)
2	2年制大学院講座	50人	歷史·文化、健康福祉、環境·地域、景観園芸

講座	講座	開設	学習時間	入学資格	年間受講料
概要	4年制大学講座	S44	年60日(週2日)	概ね56歳以上の者	50,000円
	2年制大学院講座	H18	年30日(週1日)	大学講座の卒業者	50,000円





講座	R3	R4	R5	R6
大学講座	783人	794人	786人	785人
(入学者数)	242人	254人	246人	207人
大学院講座	110人	98人	96人	93人
(入学者数)	54人	48人	53人	41人

(イ) 阪神シニアカレッジ

施設 概要 所 在 地:宝塚市(阪神健康交流センター内) 開設:平成9年(H31現在地に移転)

敷地面積:2,570㎡(屋上農園含む)

運 営 者:(公財)兵庫県生きがい創造協会※県補助による運営

設置	
学科	

講座	学年定員	学科
4年制大学講座	150人	園芸(50)、健康(50)、国際(50)
2年制阪神ひと・まち創造講座	30人	_



講座	開設	学習時間	入学資格	年間受講料
4年制大学講座	Н9	年60日(週2日)	56歳以上の者	50,000円
2年制阪神ひと・まち講座	H21	年30日(週1日)	56歳以上の者	25,000円





受講 人数

講座	R3	R4	R5	R6
4年制講座	553人	585人	575人	572人
(入学者数)	155人	165人	164人	162人
2年制講座	52人	58人	55人	56人
(入学者数)	29人	29人	30人	30人

(ウ) 地域高齢者大学

文化会館等の指定管理施設において、指定管理者が運営

受講人数

大学講座と地域活動実践講座の計(定員は300人、()は入学者数) (人) ※R6は公募による事業見直し等のため、地域活動実践講座の募集を行っていない。

設置	
学科	

学園名	開設施設	運営(指定管理者)
うれしの学園	嬉野台生涯教育センター	嬉野台生涯教育センターマネジメントグループ
みてやま学園	但馬文教府	全但バス(株)
ゆうゆう学園	西播磨文化会館	西播磨文化会館管理運営コンソーシアム
いざなぎ学園	淡路文化会館	淡路文化会館マネジメントパートナーズ
丹波OB大学	丹波の森公苑	(公財) 兵庫丹波の森協会

講座	R3	R4	R5	R6
うれしの学園	159 (17)	138(44)	114(24)	72(10)
みてやま学園	192 (35)	156 (23)	162 (43)	134 (27)
ゆうゆう学園	199 (44)	171 (38)	157 (31)	161 (50)
いざなぎ学園	145 (48)	143 (40)	134(22)	109(23)
丹波OB大学	121 (27)	149 (44)	140(35)	137(46)

講座 概要

講座	学年定員	学習時間	入学資格	年間受講料
(4年制)大学講座 (2年制)地域活動実践講座	(4年制)60人 (2年制)30人	年約20日(月2日)	概ね60歳以上	12,500円

※地域活動実践講座の募集はR5年度まで

イ あらゆる世代を対象とした学びの機会や情報の提供

県民誰もが、いつでも、どこでも主体的に学び、実践活動が行えるよう(公財)兵庫県生きがい創造協会と連携し、 学びの機会や情報の提供等を実施

(ア)ひょうごラジオカレッジの運営

誰もが、いつでも、どこでも学べるよう毎週土曜日30分間のラジオによる講座を提供(インターネットでも聴取可)

ひょうごラジオカレッジ

運営:(公財)兵庫県生きがい創造協会 ※県補助による運営

講座概要	受講年限	学習時間	入学資格	年間受講料	受講者数
・毎週土曜午前7時から30分間、ラジオ関西で放送する講座を聴取・インターネットでいつでも聴取可・はがきやメールで感想文提出(講師からの返信あり)・年数回、中央・地方スクーリングを実施	1年 (修了後は生涯) 聴講生として 継続可能	年52回 (週1回 30分)	特になし 年齢制限・ 居住地要件なし	6,000円	(R6)1,365人 (R5)1,432人 (R4)1,557人 (R3)1,622人



【中央スクーリング(年2回)の様子】

(イ)ひょうごインターキャンパスの運営

インターネットを通じて、様々な生涯学習機関(472機関)と連携した多様な生涯学習情報を発信

(ウ) 生涯学習情報コーナーの運営

生きがい創造協会本部に相談員を配置し、生涯学習に関する相談・情報提供を実施

(1)消費生活プランの推進

「ひょうご消費生活プラン」 (令和6~8年度) に基づき、社会状況の変化に応じた消費者施策を推進し、安全安心な消費生活と社会に配慮した消費行動を実現

> 推進体制

全県の中核拠点である県立消費生活総合センター及び県各センターにおいて、 市町消費生活センターや消費者団体、事業者団体等と連携し、消費生活行政を総 合的に推進

市町 相談・あっせん◎ 相談・あっせん 支援 市町相談への専門的・技術的支援○ 消費者教育・啓発 相談・事故情報の収集・分析・発信○ 高齢者等の見守り体制づくり 事業者指導○ 消費者団体等の活動支援 連携•協働 消費者教育・啓発 高齢者等の見守り体制づくり 消費者団体、事業者団体、 消費者庁、県警、教育委員会等 消費者団体等の活動支援 連携・協働

但馬消費生活センター 西播磨消費者センター 丹波消費者センター 中播磨消費者センタ 消費生活総合センター 東播磨消費者センター 淡路消費者センター

各センターの管轄エリア

◎は消費生活総合センターと但馬消費生活センター、○は消費生活総合センター、 印なしは全センターで実施

(2) 相談対応力の充実 (8,368千円)

消費者被害の防止・救済機能を高度化し、広域的・専門的な相談に対応、市町の相談対応力を高めるための支援を充実

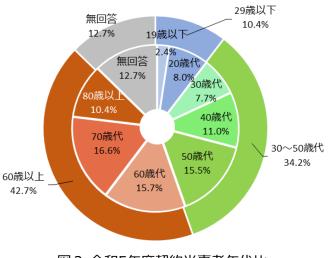
県内の消費生活相談状況(令和5年度)

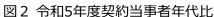
相談件数 46,908件(対前年度比4.4%減)

県:5,913件 市町:40,995件

- ▶ 特徴 ✓ 高齢者の相談割合が依然として高い(図2)
 - ✓ SNS上の広告をきっかけとした詐欺的投資トラブルの急増(図3)
 - 定期購入トラブルが高水準で推移(図4)







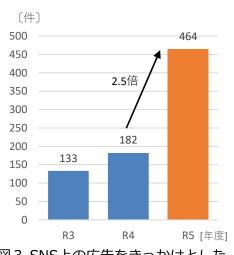


図3 SNS上の広告をきっかけとした 詐欺的な投資トラブル件数

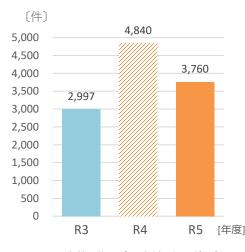


図4 定期購入相談件数の推移

市町消費生活センターへの支援

(ア) 市町相談サポートデスクの設置

市町支援(巡回指導等) 1,778回(R5年度) 783回(R6年8月末現在)

(イ) 相談員レベルアップ研修の開催

R6年度予定(基礎: 3回 専門: 10回 法執行業務: 6回)

(3)消費者教育・活動の推進 (39,648千円)

消費生活総合センターに「消費生活情報プラザ」を設置、県内各消費者センターに消費者教育推進員を配置し、 消費者力の向上と地域見守り活動の充実を強化

ア 若年層向け消費者教育

(ア) 高等学校・特別支援学校等への出前講座等

出前講座 161回(R5年度) 52回(R6年9月末現在) 教員向け研修等 53回(R5年度) 17回(R6年9月末現在)

(イ)「くらしのヤングクリエーター」の養成

消費者教育を実践する大学生を「くらしのヤングクリエーター」として養成しワークショップの開催や啓発活動を実施

(ウ) エシカル消費の推進

「社会や環境を意識した消費行動」を醸成するため、団体等 との協働によるセミナーや大学での出前講座を実施 開催回数:36回(R5年度)14回(R6年9月末現在)

イ 高齢者・障害者等の見守り活動

(ア) 高齢者等被害防止ネットワークの設置

県・市町・警察、弁護士会、福祉関係団体、地域団体等で構成する「高齢者等被害防止ネットワーク」を県内7か所に設置 セミナー・出前講座 254回(令和5年度) 133回(R6年9月末現在)

(イ) くらしの安全・安心推進員の設置

消費生活に関する情報収集・提供及び関係機関と連携した啓発活動の実施

(エ) 消費者カアップ体験学習会の実施

幼児、小・中学生、保護者、消費者団体等が参加する 体験学習会を開催

開催回数:8回(R5年度)7回(R6年9月末現在)



【大学生による街頭啓発】



【高齢者向けセミナー】

- (ウ) 消費者リーダーの活動支援 消費者リーダー情報交換会・研修 5回(R5年度)5回(R6年度予定)
- (エ)消費者団体等との協働による啓発 県消費者団体連絡協議会や県連合婦人会等と協働して、学習会、パネル展等を実施

ウ 金融教育(金融リテラシー)の推進

(ア) セミナー・出前講座等の実施

悪質商法や投資詐欺による消費者被害を防ぐためのセミナー・出前講座等を実施 セミナー・出前講座 130回(R5年度) 70回(R6年9月末現在) 高校生向け金融教育教材の作成

(イ) 兵庫県金融広報委員会事業(事務局:日本銀行神戸支店)への参画

兵庫県金融広報委員会事業(事務局:日本銀行神戸支店)へ参画し、セミナー・講座を実施開催回数:6回(R5年度) 7回(R6年度予定)

エ 消費生活総合センター「消費生活情報プラザ」における消費者学習・活動の推進

団体・グループが自由に消費者学習・活動できる場を提供、消費者団体等の自主的な活動・交流を促進〈開設日時〉月~金曜 10:00~17:00(祝日、年末年始除く。)

〈施設概要〉 展示ゾーン:県の消費者行政の歴史等、消費生活に関する情報を展示

交流ゾーン:関連図書コーナー、セミナー・交流スペース

体験ゾーン:体験学習会

オ 多様な方法による啓発の実施

広報物、新聞等への記事掲載、インターネット等、幅広い世代へ多様な媒体による情報発信

- X (旧Twitter)(SNS投資詐欺に係る投稿等を年226回発信(R 5 年度)、フォロワー2,900人)
- ○県内全ての小・中・高校、特別支援学校への情報提供メール
- ○神戸新聞(年9回)、毎日新聞(年10回)、 婦人兵庫等への掲載、広報チラシ等の作成



【高校牛向け金融教育教材】



【消費生活情報プラザ・展示ゾーン】



【啓発リーフレット・チラシ】

(4) 適切な事業者指導 (12,966千円)

景品表示法や特定商取引法、消費生活条例に違反した疑いのある事業者に対し、適切な指導等を実施。 また、消費生活協同組合の民主的な運営と健全な発展を支援

ア 景品表示法・特定商取引法等に基づく指導

> 景品表示法に基づく指導・処分の状況

年度	処分	注意指導	その他	計
R 5	0	5 4	3 5	8 9
R 6 (8月末現在)	0	2 2	1 1	3 3

> 特定商取引法・消費生活条例に基づく指導・処分

年度	処分	注意指導	計
R 5	0	1 2	1 2
R 6(8月末現在)	1	5	6

<特定商取引法・消費生活条例に基づく処分の概要>

配水管・枡改修工事等の訪問販売事業者に対し、勧誘目的不明示、契約書面記載不備、不実告知の違反により 指示及び条例に基づく勧告を実施(R6.7)

イ 消費生活協同組合の育成指導

▶ 指導検査実施数 R 5年度:10組合 R 6年度:9組合(予定)

【種類別消費生活協同組合数】

(R6.10.1現在)

地域購買	職域購買	大 学	医療	共 済	利用	連合会	計
5	2	1 1	8	7	1	1	3 5

(5) 多様な主体との協働 (14,037千円)

事業活動を通じて消費者と密接につながっている事業者や、地域に根ざした活動を行っている団体等と協力し合い、 きめ細やかな消費生活行政を展開

ア 事業者団体等による消費者教育の支援

- ○地域に根ざした活動を展開する生活協同組合や事業者団体等が取り組む消費者 トラブル防止講座やイベントの開催、啓発資材の作成等へ助成 (2団体)
- ○適格消費者団体(差止請求権を行使できる適格性を備えた団体として、内閣総理大臣の認定を受けた団体)が取り組む差止請求訴訟や被害回復制度に関する 広報事業へ助成
- ○公募型企画提案方式により民間のノウハウを活かし、高齢者向けの情報発信を 強化







イ ひょうご消費生活三者会議の設置

消費者・事業者・行政のネットワーク「ひょうご消費生活三者会議」 を設置し、消費者行政に関する情報の共有を図り、三者協働によるワークショップを開催するなど、相互に連携した取組を推進

【構成団体】25団体





【ワークショップの様子】